

子育てのための施設等利用給付認定(新2号認定)について

保育の必要性の認定(新2号認定)を受けた場合、通常の保育料に加え、次の保育料が無償化の対象となります。

対象となるためには、事前に申請の手続きが必要です。

必要書類等は、裏面をご確認ください。

幼稚園の預かり保育を利用する

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大で月額 11,300 円までの範囲で保育料が無償になります。
- 認定申請の手続きは、各園でのご案内となります。

新2号認定の基準

○その保護者(母親・父親)が下記のいずれかの条件に該当する場合です。ただし、家庭で保育できると認められる場合は除きます。

- (1) 労働 毎月60時間以上仕事をしている場合(家事は除く。)
- (2) 母親の出産等 母親が妊娠中又は出産後間がない場合(産前・産後8週間)
- (3) 病気・障がい等 長期の病気、負傷又は障がい等がある場合
- (4) 病人の介護等 同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合
- (5) 災害等 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合
- (6) 求職活動等 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合
- (7) 就学等 就学又は職業訓練を受けている場合
- (8) その他 虐待やDVのおそれがある場合等

預かり保育利用前に、以下の書類を、**利用園に**、園が指定する日までに提出してください。

認定申請に必要な書類

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
 - 証明書（就労証明書、申立書等）（添付書類を含む。）
- 就労形態等により該当する書類を提出してください。

| 就労形態等 書類名 | 勤務者 (正社員) | 勤務者 (正社員 以外) | 内職 | 自営 農業 漁業 | 出産 | 病気 介護 | 求職 | 就学等 |
|--------------|--------------|--------------------|----|--------------------------|--|---------------------|------------------|-----------------|
| ◎就労証明書※1 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | | |
| ◎申立書(緑) | | | | | | ◎ | | |
| ◎貸金明細書等※2 | | ◎ | ◎ | ◎ | | | | |
| ◎その他添付書類 | | | | ◎ 事業主は 確定申告 の写し | ◎ 母子手帳の 写し 表紙及び予 定日記載ペ ージ | ◎ 診断書・手 帳の写し等 | ◎ 求職活動 確約書 | ◎ 通学証明 書等 |

※1 勤務先、勤務時間等が変更になった場合、最新の証明書を随時、提出してください。

※2 貸金明細書等は、別紙「就労証明書の添付書類について」を参考にしてください。

預かり保育利用後、以下の書類を、**常滑市役所こども保育課に**、支払い月の5日（土日・祝日の場合は、前開庁日）までに、提出してください。

請求に必要な書類 *常滑市ホームページ（幼児教育・保育の無償化）よりダウンロードできます。

- 施設等利用費請求書（償還払い用）*
- 領収書 及び 支援提供証明書等 *
- その他（認定申請時の未提出書類）

※認定申請に必要な書類が未提出の場合、お支払いができません。

支払いは、年4回（7月、10月、1月、4月）になります。

※令和6年4月～令和7年3月に利用した分は、令和7年4月4日（金）までに請求してください。まとめて（例：4～8月分を10月に）請求することもできます。